

地域における庄原市と庄原市内郵便局の協力に関する協定書

庄原市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社庄原市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、庄原市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

- なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。
- (1) 高齢者、障害者、子ども等、その他の甲の住民の何らかの異変に気づいた場合
 - (2) 道路の異状を発見した場合
 - (3) 河川等の異状を発見した場合
 - (4) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

3 第1項に定める協力内容の具体的な取組事項等については、別に定める。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年5月10日

甲 庄原市中本町一丁目10番1号
庄原市

庄原市長

木山耕三



乙 庄原市内郵便局代表者
庄原市中本町一丁目6番1号
日本郵便株式会社

庄原郵便局長

上　　一　　久

